

平成21年第4回

安堵町議会定例会会議録

平成21年11月30日(月)午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 11名

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 安 井 修 | 2 番 | 山 岡 敏 |
| 3 番 | 岡 田 裕 明 | 4 番 | 森 田 瞳 |
| 5 番 | 吉 田 忠 世 | 6 番 | 松 田 和 代 |
| 7 番 | 松 本 正 弘 | 8 番 | 溝 脇 久 利 |
| 9 番 | 田 中 幹 男 | 10 番 | 欠 員 |
| 11 番 | 吉 田 宏 至 | 12 番 | 溝 本 隆 |

2 出席議員 11名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

| | | | |
|------------|---------|------|---------|
| 町 長 | 島 田 悠紀夫 | | |
| 教 育 長 | 中 川 克 己 | | |
| 理 事 | 北 田 秀 章 | 税務課長 | 喜 多 君美代 |
| 住民課長 | 吉 岡 勉 | 理 事 | 高 間 俊 和 |
| 人権同和対策課長補佐 | 大 星 義 博 | 産業課長 | 寺 前 高 見 |
| 理 事 | 山 崎 文 生 | 水道課長 | 北 門 康 幸 |

5 職務のため、会議に出席した者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 近 藤 善 敬 | 書 記 | 吉 川 明 宏 |
|--------|---------|-----|---------|

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 6 号)
について)
- 日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 7 号)
について)
- 日程第 5 議案第 1 号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2 号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 号：一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例について
- 日程第 8 議案第 4 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 8 号) に
ついて
- 日程第 9 議案第 5 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算 (補
正第 3 号) について
- 日程第 10 議案第 6 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算 (補正
第 3 号) について
- 日程第 11 発議第 1 号：安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 12 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
-

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） おはようございます。

先日、9月29日にご逝去されました 故 岸田充隆 議員の御冥福を祈り、ここに謹んで黙とうを捧げたいと思います。

皆様、御起立をお願いします。

議長（吉田宏至） 黙とう。

(30秒間 黙とう)

議長（吉田宏至） ありがとうございます。

御着席ください。

議長（吉田宏至）

只今の出席議員11名です。

定足数に達していますので、平成21年第4回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

時節柄、何かとお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。

本日、提案させていただいております案件は、8件であります。条例の一部改正案件が3件、それから補正予算案件が5件で、そのうち専決処分の補正予算案件が2件の合計8件でございます。順を追って大略説明いたしますので皆様方の御審議を仰ぎ、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

まず報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町

一般会計補正予算（補正第 6 号）でございます。今回の補正につきましては、250 万円の増額補正でございます。補正内容であります。賦課徴収費の法人住民税において中間申告等により法人税割を既に納付されております法人で、その後の確定申告において精算することとされました。減額精算でございます。精算に伴います確定申告の税割額は少なくなり、還付金又は還付加算金が発生いたしました。既に 8 件の法人に還付額等を支払っておりますが、今回、当初予算に不足が生じたので、還付額と今後の還付見込み額の補正を。また、個人住民税におきましても、変動所得、また、住宅ローン控除申告等により還付見込み額も合わせた補正でございます。なお、10 月末に支払う必要がありましたので、これを専決処分とさせていただきます。

次に報告第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号））でございます。今回の補正につきましては、63 万 9 千円の増額補正でございます。内容であります。消防費において消防団員 1 名、故岸田議員でございます。の退団による退職報償金の支払いでございます。退職報償金につきましては、全額、消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるものでありますが、この共済基金よりの入金を受入日の関係上、これを専決処分とさせていただきます。

次に議案第 1 号、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の一部改正につきましては、特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正が、本年 10 月 27 日に閣議決定されました。この改正において、期末手当を年間で 0.25 箇月分引き下げることとされております。先の 5 月の臨時議会において既に暫定的に 6 月期の期末手当で 0.15 箇月分の引き下げについて可決をいただき、引き下げを行っております。今回、残りの 0.10 箇月分を 12 月期の期末手当において、100 分の 175 から 100 分の 165 に引き下げる改正でございます。

次に議案第 2 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは先の特別職の職員で常勤の職員と同じく先の一部改正案件と同様で教育長の期末手当の支給月数を 100 分の 175 から 100 分の 165 に 0.10 箇月分引き下げるものでございます。

次に議案第 3 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等でございます。この改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等が平成 21 年 10 月 27 日に閣議決定されたところであり。この改正は期末手当、勤勉手当を年間で 0.35 箇月分引き下げることとされております。同じく、5 月の臨時会において可決をいただき、暫定的に 6 月期の期末手当で 0.15 箇月分を引き下げ、期末手当で 100 分の 160 から 100 分の 150 に、0.10 箇月分の引き下げ、勤勉手当において 100 分の 75 から 100 分の 70 に 0.05 箇月分、合計 0.15 箇月分引き下げ、再任用職員の期末・勤勉手当についても規定月数分を引き下げる改正

を行うものでございます。

また、給料表については、平均 0.2 パーセント引き下げた改定がなされ、本年 4 月から適用で、差額分等については、12 月の期末手当で調整することとされております。それに併せて改正するものでございます。

次に議案第 4 号、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 8 号）でございます。今回の補正につきましては、1,324 万 7 千円の増額補正でございます。補正内容であります。総務費において史跡案内板及び道標の設置として 217 万 9 千円、カルチャーセンターの非常時電源用発電機の修理費、会計システムの改修費、税務における確定申告時に雇用する緊急雇用対策事業費、それから指定統計の農業センサス事業人件費、合わせて 85 万円。次に民生費において、国保特別会計への繰出金、後期高齢者医療給付費の精算分、合わせて 168 万 3 千円。また、新型インフルエンザワクチン接種にかかる生活弱者への公費負担として 472 万 2 千円。次に土木費において、公営住宅 4 棟分の給水用タンクの橋脚部分の腐食による補強工事として 210 万円、最後に消防費において、全国瞬時警報システム整備費として 171 万 3 千円の合計 1,324 万 7 千円の増額補正でございます。

次に議案第 5 号、平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）についてでございます。今回の補正は、7,265 万 6 千円の増額補正でございます。これは、当初予定いたしておりました分よりも大幅に受診者が増加したため、医療費が大きく不足したものによるものでございます。

次に議案第 6 号、平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 3 号）についてでございます。今回の補正は予算には増減は無く、下水道事業において公共下水道事業費用が増加し、特定環境保全公共下水道事業費用が減少したことにより、起債の限度額を変更するもので、公共下水道債で 400 万円増額し、特定環境保全公共下水道事業債で 400 万円を減額する財源更正を行うものでございます。

以上、大略説明させていただきましたが、細部につきましては、その都度、各担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議願いまして、御承認、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、7番、松本正弘議員と、8番、溝脇久利議員を指名いたします。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より8日までの9日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から8日までの9日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）御説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、250万円の増額補正でございます。賦課徴収費の償還金利子及び割引料でございますけれども。法人住民税におきまして、中間申告等により法人税割を納付する法人、既に納付していただいた法人が、その後の確定申告において精算するというように定められております。精算において確定申告の税割額が少ない場合につきましては、還付額及び還付加算金が発生いたします。既に、今までに8件の法人につき

まして、法人税額等を支払っております。今回の支払いにおいては、当初予算に不足が生じたので、今回の還付分と今後の還付見込額の補正。また、個人住民税におきましても、変動所得、住宅ローン控除の申告等によります今後出てくる見込みのあります還付見込額をも合わせた補正でございます。なお、これにつきましては、10月に早々に支払わないと還付加算金が必要となるので、これを専決処分とさせていただいたものでございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求め。

平成21年11月30日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年10月2日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の1ページ目をお願いいたします。

平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）

平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億617万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年10月2日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款17. 繰入金、項1. 基金繰入金

補正前の額2億9,249万9千円、補正額250万円、計2億9,499万9千円。歳入の総合計でございます。

補正前の額 30 億 367 万 1 千円、補正額 250 万円、計 30 億 617 万 1 千円。

次の歳出をお願いいたします。

款 2. 総務費、項 2. 徴税費

補正前の額 5,573 万 7 千円、補正額 250 万円、計 5,823 万 7 千円。

歳出総合計でございます。

補正前の額 30 億 367 万 1 千円、補正額 250 万円、計 30 億 617 万 1 千円でございます。以降は、省略させていただきます。御報告いたしますので、御承認方よろしくをお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 1 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

報告第 1 号を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、報告第 1 号は承認されました。

議長（吉田宏至） 日程第 4 報告第 2 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第 2 号，専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について御説明いたします。

議案書の 7 ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正につきましては、消防費の 63 万 9 千円の増額補正でございます。補正内容でありますけれども、先程黙とう等させていただきました故岸田議員さんの退団、消防団員 1 名が退団したということに伴います退職報償金の支払いでございます。また、支払う退職報償金につきましては、6 ページの歳入でございますけれども、全額消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるものでございます。なお、この共済基金よりの入金を受入日、また、御家族の方への支払いの関係上、これを専決処分とさせていただきますものでございます。以上でございます。それでは議案書を朗読いたします。

報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求め。

平成 21 年 11 月 30 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、専決処分書を御覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 10 月 13 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページ目をお願いいたします。

平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）

平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 63 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 681 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 10 月 13 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次の 2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 19. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1,140 万 5 千円、補正額 63 万 9 千円、計 1,204 万 4 千円。

歳入合計

補正前の額 30 億 617 万 1 千円、補正額 63 万 9 千円、計 30 億 681 万円。

3 ページの歳出でございます。

款 9. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,215 万 5 千円、補正額 63 万 9 千円、計 1 億 1,279 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 30 億 617 万 1 千円、補正額 63 万 9 千円、計 30 億 681 万円。

以上でございます。御承認方よろしくをお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありますか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありますか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 2 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

報告第 2 号を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、報告第 2 号は承認されました。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 失礼しました。今の報告第 2 号の専決処分書中でございます。平成 19 年度となっていると思います。ミスプリでございます。平成 21 年度の安堵町一般会計補正予算でございます。後日差し替えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） 日程第 5 議案第 1 号：「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 1 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この改正につきましては、特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正について、本年 10 月 27 日に閣議決定されたことに伴うものでございます。ちなみに、現状のこの法につきましては、衆議院の方は可決と、参議院で予算委員会では可決になっておる現状でございます。改正内容についてでございます。町長、副町長の期末手当を年間で 0.25 月分引き下げるということでございます。先の 5 月臨時議会におきまして可決をいただきました暫定的特例措置ということで、既に 6 月期の期末手当で 0.15 月分の引き下げを現在行っているところでございます。今回残りの 0.15 月分を差し引いた残りの 0.10 月分を 12 月期の期末手当において、100 分の 175 から 100 分の 165 に引き下げる改正でございます。それでは議案書の 3 枚目でございます。一番最後の方でございます。新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。二つの表でございます。第 1 条関係、第 2 条関係となっております。これ同じ改正でございます。6 月期の期末手当と 12 月期の期末手当を説明するため、分かりやすく分けておるところでございます。まず上の表でございます。今、御説明いたしました 12 月期の期末手当の引き下げ分の改正でございます。

100分の175を100分の165に下げる。そして下の下段の表、第2条関係ということで、これも第6条同じなんですけども。これは先程申し上げました先の5月の臨時議会におきまして、暫定的に特例措置により行った分でございます。その時に暫定的な特例措置によりますもので、附則で規定をしておりました。これが今回、第6条の本文で改正するということでございます。それでは議案書を朗読いたします。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議案第1号：特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月30日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。中身につきましては、先程説明しましたので省略させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第6 議案第2号：「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第2号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この教育長の改正分につきましても、先程の町長、副町長の改正と同じく12月期の期末手当で100分の175から100分の165に、0.15月分引き下げる改正でございます。最後のページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

これにつきましても、上の段につきましては、12月の引き下げ分。そして、第2条関係、下の表につきましては、既に行っております6月期の期末手当の改正文を附則から本条例分に改正するものでございます。以上でございます。それでは議案書を朗読いたします。

議案第2号：教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月30日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第2号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第7 議案第3号：「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この改正につきましても、先の改正と同じく、一般職の職員の給与に関する法律等が本年10月27日に閣議決定されております。改正内容でございます。一般職員の期末手当、そして勤勉手当を年間で0.35月分引き下げるといふことと、給料表の改定でございます。これも先の5月の臨時議会におきまして可決をいただき、暫定的特例措置として既に6月期の期末手当で0.15月分、勤勉手当0.05月分の引き下げを行っております。今回、期末手当、勤勉手当それぞれ6月期の引き下げ分を差し引いた残り0.15月分を12月期の期末勤勉手当において引き下げるというものでございます。また、給料表につきましても、平均0.2パーセントの引き下げた給料表に改定し、本年4月からの適用とし、差額分等については12月期の期末手当等で調製することとされております。併せて改正するものでございます。それでは議案書の中ほどにあります新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。まず第14条関係でございますけれども、これも、1条関係、2条関係、3条関係と分かりやすくするため、一応分けております。まず第1条関係の中の第

14 条、宿日直手当でありますけれども。これは、「勤務」が「執務」という改正に替わりました。文言整備でございます。次に第 15 条、期末手当についてでございますけれども。これが、12 月期の引き下げの改正で、「100 分の 160」を「100 分の 150」に、0.1 月分引き下げるというものでございます。次に、16 条関係、勤勉手当でございます。次のページをお願いいたします。これにつきましては、「100 分の 75」を「100 分の 70」、0.05 月分、合計 0.15 月分を引き下げる改正をするものでございます。また、再任用については、職員にあっても規定の引き下げを行うものでございます。そしてその次の表から、3 枚でございますけれども。申し上げました現行から平均 0.2 パーセントの引き下げられた給料表でございます。

そして、第 2 条関係の新旧対照表でございます。これにつきましては、第 15 条期末手当、第 16 条の勤勉手当。これは 6 月期で暫定的に引き下げさせていただいたもの、附則でうたっておったものを本文中で正しく改正するというところでございます。

そして最後の 3 条関係の表でございます。附則の方でございます。これにつきましては、本町職員で該当する者はございませんが、今回の改正により文言整備を行うということでございます。以上でございます。それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 3 号：一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 11 月 30 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 6 月議会に私、反対させていただいたんですけども、再度反対を表明したいと思います。

優良代理店は今、今年も不景気が続いてまして、明日から 12 月に入るわけですけども。また、首都のど真ん中に派遣村なんてのが出現するような感じの状態になっております。今月ですかね、政府の緩やかなデフレ現象だということを発表し、多少貿易の関係では伸びてきたんですが、ここ円高になってまして、貿易も不振になりつつあるという中で、今何が求められているかというふう考えた場合に、内需の拡大だというふうには私は思うわけですね。内需を拡大するにはやっぱり、給料を下げるより、むしろ給料を上げるべきだと。個人のやっぱり購買力を上げない限りは、絶対景気は良くなりません。このままで行くと、どんどん物は安くなる。給与は下がる。悪循環になっていくんですよ当然。もっと利益が下がってくる。やっぱり個人の購買力を上げるには、給与を上げることが一番ベストだというふうには私は思いますので、それが第一の理由であります。

2 番目は、前、町長も自分の給料を下げる時にですね、職員の皆さんのラスパイレス指数も皆さん御存知のように、88 ぐらいですか。他の町からすればかなり安いですよ。はっきり言いまして。これ以上やっぱり下げるとね、やっぱり悪影響が他にも出てくるんだというふうに思います。私は、これについても当然職員の皆さんの給与を上げることによって、住民サービスも向上させることができるというふうに思いますので、この 2 点にわたって反対をしたいと思います。以上です。

議長（吉田宏至） 賛成討論はございませんか。

議長（吉田宏至） 無いということでございますので。

議長（吉田宏至） これより議案第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 3 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

議長（吉田宏至） よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第8 議案第4号：「平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第4号、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について御説明いたします。議案書8ページ以降を御覧いただきたいと思います。

まず今回の補正につきましては、1,324万7千円の増額補正でございます。まず総務費でございます。企画費におきまして、安堵町への誘客に役立てると、また、来年の本ちゃん（注：本番）の平城遷都1300年祭、安堵町でも事業を行っております。そういった意味で史跡案内板及び道標を設置いたしたく、217万9千円の補正。これにつきましては、歳入で108万9千円を県費補助でいただきます。次に電子計算費でございます。これは、会計システムの改修費としまして、17万円の補正でございます。次、トーク安堵カルチャー管理費でございます。非常時電源用の発電機、カルチャーの開設以来交換等しておりませんので、寿命が尽きました。その修理、交換等合わせまして41万5千円の補正でございます。次に税務総務費におきまして、緊急雇用対策事業といたしまして、年明け早々12月からですけれども、確定申告時等に雇用する人件費ということで22万4千円の補正、これにつきましては、歳入としまして全額県費補助をいただきます。次に指定統計費でございます。農業センサス事業で報酬単価がアップされました。これによります人件費の追加額4万1千円の補正、これも全額県費の補助金でございます。次に民生費でございます。9ページです。民生費については、国民健康保険医療助成費で、国民健康保険特別会計への繰出金としまして23万円の補正で、このうち17万2千円は国庫補助をいただくものでございます。次に後期高齢者医療費でございます。医療給付費の過年度精算分といたしまして145万3千円の補正を行うものでございます。次に衛生費でございます。目、予防費において、今流行っております新型インフルエンザワクチンの接種におきまして、接種に係ります生活弱者への公費負担分としまして472万2千円の補正で、うち347万4千円は県費補助をいただきます。次に土木費の住宅管理費でございます。公営住宅4棟でございます。そのうちの4棟分全部ですけれども屋上にあります給水用タンクの橋脚部分ですね。タンクを支えております脚に錆等腐食しております。このままほっておくと危険ということで、補強工事として210万円の補正を行うものです。そして最後に消防費でございます。非常備消防費におきまして全国瞬

時警報システム整備費としまして171万3千円の補正。これにつきましては全額が県費補助ということでございます。以上、1,324万7千円の増額補正でございます。それでは議案書を朗読いたします。

議案第4号：平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）を別紙のとおり提出する。

平成21年11月30日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書1ページをお願いいたします。

議案第4号、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）

平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,324万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,005万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金

補正前の額 5,672万2千円、補正額 18万6千円、計 5,690万8千円。

款14. 県支出金、項1. 県負担金

補正前の額 6,086万8千円、補正額 マイナス1万4千円、計 6,085万4千円。

項2. 県補助金

補正前の額 4,601万9千円、補正額 650万円、計 5,251万9千円。

項3. 委託金

補正前の額 2,129万5千円、補正額 4万1千円、計 2,133万6千円。

款17. 繰入金、項1. 基金繰入金

補正前の額 2億9,499万9千円、補正額 653万4千円、計 3億153万3千円。

歳入合計

補正前の額 30億681万円、補正額 1,324万7千円、計 30億2,005万7千円。

歳出

款2. 総務費、項1. 総務管理費

補正前の額 3億5,760万1千円、補正額 276万4千円、計 3億6,036万5千

円。

項 2. 徴税費

補正前の額 5,823 万 7 千円、補正額 22 万 4 千円、計 5,846 万 1 千円。

項 5. 統計調査費

補正前の額 69 万 9 千円、補正額 4 万 1 千円、計 74 万円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 3,535 万 3 千円、補正額 168 万 3 千円、計 4 億 3,703 万 6 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 6,151 万 1 千円、補正額 472 万 2 千円、計 6,623 万 3 千円。

款 8. 土木費、項 4. 住宅費

補正前の額 6,901 万円、補正額 210 万円、計 7,111 万円。

款 9. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,279 万 4 千円、補正額 171 万 3 千円、計 1 億 1,450 万 7 千円。

歳出合計

補正前の額 30 億 681 万円、補正額 1,324 万 7 千円、計 30 億 2,005 万 7 千円。

以上でございます。

御審議よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

4 番（森田 瞳） はい。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） ちょっと保健衛生費の方で教えていただきたいんですが。予防費の中で、負担金、新型インフルエンザの予防接種負担金ということで、463 万 2 千円補正挙がっておりますけれども。この辺の、まずは奈良県ですね、予防接種の対応の状況を一つ分かれば教えていただきたいことと、そして安堵町におけるこの新型インフルエンザ予防接種、この辺の開始時期ということも、ちょっと分かれば教えていただきたいです。

理事（高間俊和） はい。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 只今の質問にお答えいたします。

まず奈良県下の対応なんですけれども、11月20日に県から発表されております資料によりまして説明させていただきます。入院中の妊婦さん及び基礎疾患を有する人については、11月6日から接種が開始されております。以降は基礎疾患を有する方等についても同様に既に始められておりまして、今現在1歳から小学校3年生までの人に対するワクチン接種が始まろうとしているところでございまして、個人での予約は明日から受付されまして、12月18日から開始されるというふうに発表されております。その中で、グループ接種というのが優先的に接種できるというふうな。ワクチンが御存知のように数量に限りがありますので、有効に利用するという主旨で、かつ、個別接種よりも前倒しして接種できるというふうな集団接種とはちょっと違った概念があるグループ接種という形で、安堵町におきましても12月12日に実施の予定で、今調整を行っているところでございます。以後、来年度1月上旬と発表されておりますけれども、1歳未満時の保護者と、それから順次、小学校高学年も1月上旬というふうに発表されております。あと、1月中旬に中学生、高校生、それから65歳以上の高齢者というふうな順序が発表されております。以上、奈良県の対応の状況でございます。それから、もう一つ、ちょっと二、三、確認したいんですけども質問の方。

4番（森田 瞳） 安堵町も県の方に従って実施されるわけですか。

理事（高間俊和） はい。

4番（森田 瞳） それで結構です。

議長（吉田宏至） 森田議員、よろしいですか。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第4号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第9 議案第5号：「平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について御説明させていただきます。

国保財政への過大なる影響となる医療費の増額により、各支払予算科目で不足額が生じまして、それを増額するものでございます。各詳細につきまして補正予算書の10ページ歳出を御覧いただきたいと思います。

一般被保険者療養給付費で、4,200万円の増額補正によるものでございます。このうち、歳入財源は、国・県が、2,100万円、その他、国保連合会支払基金等によりまして、2,100万円が歳入財源として補てんされます。それから、2つ目の退職被保険者に係る療養給付費、これが、500万円の増額補正によるものでございます。これにつきましても、支払基金等からの財源として充当します。それから3つ目でございますが、一般被保険者に係る療養費、これが、300万円の増額補正でございます。これも県が半分、あとその他支払基金等が、150万の歳入不足を補てんいたします。その医療費が高騰することによって高額療養費、一般被保険者の高額療養費でございますが、これが、1,600万円の増額補正でございます。このうち半分は、国・県、半分は連合会等による補てんでございます。それから4つ目でございますが、後期高齢者支援金とうでございます。これが、665万6千円の増額補正でございます。その財源内訳といたしまして、国、県が332万8千円、その他財源と一般財源とで補てんいたします。それでは、議案書の第

5号を朗読させていただきます。

平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

平成21年11月30日提出

安堵町長 島田悠紀夫

それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思いをします。

議案第5号、平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）

平成21年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,265万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,652万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年11月30日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページ御覧いただきたいと思いをします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税

補正前の額 1億4,705万9千円、補正額 59万6千円、計 1億4,765万5千円。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金

補正前の額 2億1,048万6千円、補正額 2,300万3千円、計 2億3,348万9千円。

項2. 国庫補助金

補正前の額 7,820万円、補正額 609万円、計 8,429万円。

款4. 療養給付費交付金、項1. 療養給付費交付金

補正前の額 2,458万8千円、補正額 500万円、計 2,958万8千円。

款5. 前期高齢者交付金、項1. 前期高齢者交付金

補正前の額 1億4,222万7千円、補正額 2,500万2千円、計 1億6,722万9千円。

款6. 県支出金、項2. 県補助金

補正前の額 4,223万2千円、補正額 473万5千円、計 4,696万7千円。

款 8. 連合会支出金、項 1. 共同事業交付金

補正前の額 7,369 万 3 千円、補正額 800 万円、計 8,169 万 3 千円。

款 9. 繰入金、項 1. 他会計繰入金

補正前の額 3,467 万円、補正額 23 万円、計 3,490 万円。

歳入合計

補正前の額 7 億 7,386 万 4 千円、補正額 7,265 万 6 千円、計 8 億 4,652 万円
でございます。

次のページ、4 ページ御覧いただきたいと思います。

歳出の部でございます。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費

補正前の額 4 億 6,062 万 1 千円、補正額 5,000 万円、計 5 億 1,062 万 1 千円。

項 2. 高額療養費

補正前の額 3,310 万円、補正額 1,600 万円、計 4,910 万円。

款 3. 後期高齢者支援金等、項 1. 後期高齢者支援金等

補正前の額 9,303 万 8 千円、補正額 665 万 6 千円、計 9,969 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 7 億 7,386 万 4 千円、補正額 7,265 万 6 千円、計 8 億 4,652 万円
でございます。あと以下、省略させていただきまして、御審議のほどよろしくお
願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 5 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 5 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第10 議案第6号：「平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第6号，平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。今回の補正は、水環境整備下水道事業を精査した結果、事業推進のため、特定環境保全公共下水道事業債1,400万円を1,800万円に増額し、公共下水道事業債9,300万円を8,900万円に減額する起債の財源更正でございます。したがって、歳入歳出予算の総額につきましては、増減はございません。それでは議案第6号を朗読いたします。

議案第6号：平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり提出する。

平成21年11月30日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の1ページを御覧ください。

議案第6号，平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）

平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

2 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 21 年 11 月 30 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして 2 ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 3,010 万円、補正額 0 円、計 1 億 3,010 万円。

歳入合計 3 億 7,660 万円、補正額 0 円、計 3 億 7,660 万円。

続きまして 3 ページ。

第二表 地方債補正

起債の目的

公共下水道事業、補正前の限度額 1,400 万円、補正後の限度額 1,800 万円。

起債の目的

特定環境保全公共下水道事業、補正前の額 9,300 万円、補正後の限度額 8,900 万円。

計

補正前の限度額 1 億 700 万円、補正後の限度額 1 億 700 万円。

なお起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも変更ございません。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 6 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） ここでいったん休憩させていただきますので、よろしくお願いたします。只今、11時5分でございますので、11時20分から再開しますのでよろしくお願いたします。

休 憩

午前11時05分

午前11時20分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き、再開します。

議長（吉田宏至） 日程第11 発議第1号：「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。
本案について趣旨説明を求めます。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（吉田宏至） 5番 吉田議員。

（吉田議員 登壇）

5番（吉田忠世） それでは、発議第1号、安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

これは、5月28日に臨時的に行ったものと合わせてやるわけですが、この表が付いてると思います。

（資料掲示）

5 番（吉田忠世） この文書をいろいろ見ていくより、これを見ていただいた方が、非常に良く分かりやすいと思います。5月の28日の関係につきまして、これは2条関係でつけたもの。6月に1.6が1.4になったのは、これ臨時的なものでございますが、この11月30日に提案しておりますのは、それら併せもって年間0.25箇所月分を減らすというものでございます。というところで。ですから、6月のは、これも恒久的な引き下げになります。前回の5月の28日のは、臨時的に引き下げただけでございましたけども、今回、6月のも含めて恒久的な引き下げということになります。それでは、発議第1号を朗読します。

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年9月安堵町条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成21年11月30日提出

安堵町議会議員 吉田忠世、山岡 敏。

以上でございます。よろしく御審議いただき御賛同いただきますようお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより発議第1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第12 「奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、2名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第30条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

議長（吉田宏至） これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖 ・ 書記）

議長（吉田宏至） 只今の出席議員は、11名です。

議長（吉田宏至） 次に立会人を指名いたします。

会議規則第29条第2項の規定により、立会人に3番 岡田議員及び4番 森田議員の2名を指名いたします。

議長（吉田宏至） 投票用紙を配付致します。

なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） はい。

9 番（田中幹男） 推薦発言はできないんですか。

議長（吉田宏至） 発言はできません。

（投票用紙配付 ・ 事務局長）

議長（吉田宏至） 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（なし）

議長（吉田宏至） 配付漏れなしと認めます。

議長（吉田宏至） 投票箱を点検いたします。

（投票箱点検 ・ 事務局長）

議長（吉田宏至） 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。

白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1 番議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

議長（吉田宏至） 投票漏れは、ありませんか。

（なし）

議長（吉田宏至） 投票漏れなしと認めます。

議長（吉田宏至） 投票を終了いたします。

議長（吉田宏至） 開票を行います。

立会人に指名いたしました3番 岡田議員及び4番 森田議員の開票の立会いをお願いいたします。

(開票 立会人2名、事務局長)

議長(吉田宏至) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票でございます。

これは、先程の出席議員数に符号しております。

有効投票 11票

無効投票 0票ございました。

有効投票中

こばしりよしひで
小走善秀 君、10票でございます。

よしだかつり
吉田容工 君、1票でございます。

以上のとおりでございます。

議長(吉田宏至) 議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開場 ・書記)

議長(吉田宏至) それでは、選挙を終わります。

只今の選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

議長(吉田宏至) お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

議長(吉田宏至) 議会運営委員会は、12月4日(金)、午前10時からですので、よろしく願いいたします。

議長(吉田宏至) 一般質問の通告期限についてですが、12月2日(水)の午後5時で締め切らせていただきます。

議長(吉田宏至) 次回の本会議は、12月8日(火)午前10時からですので、よろしく願いいたします。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

長時間、御苦勞さまでございました。ありがとうございます。

散 会

午前11時32分
